

伊万里市 

農業委員会だより

令和5年10月(第55号)

編集・発行 伊万里市農業委員会 ☎ 0955-23-2502

農業委員会の新体制がスタートしました！



▲新しい農業委員・農地利用最適化推進委員



伊万里市農業委員会
会長 西山 哲

農業委員会だよりの発刊に際しまして、一言ごあいさつ申し上げます。市民の皆様におかれましては、日頃から農業委員会活動の業務遂行にご協力いただき、厚くお礼を申し上げます。また、台風や大雨で被害を受けられた市民の皆様には、心からお見舞い申し上げます。当農業委員会は今年の7月に農業委員の改選が行われ、新体制となりました。委員一同気持ち新たに、伊万里市の農業の課題の改善に努めてまいります。また、「人・農地プラン」が法定化され、伊万里市では「地域計画」を策定することとなっております。農業委員会においても目標地図の素案作成を担うこととなりますので、引き続き、ご協力を賜りますようお願いいたします。最後になりましたが、皆様のご健康とご多幸を祈念しましてあいさついたします。

～あいさつ～

目次

P1 … 農業委員、農地利用最適化推進委員の集合写真

P1 … 会長の挨拶

P2 … 会長の紹介

P2 … 地域で活躍する女性農業者

P3 … 農地パトロール、遊休農地、農地転用

P4.5 農業委員・農地利用最適化推進委員の紹介

P6.7 農地中間管理事業、地域計画

P8 … 農業者年金

会長の紹介

令和5年7月20日の農業委員改選により新たに農業委員会の会長として、西山哲さんが選任されました。

西山会長は、東山代干拓をはじめ、約15町もの農地を耕作する認定農業者でもあります。乾田直播きによる米栽培の省力化に着手し、第47回佐賀農業賞『先進的農業経営者の部』を受賞。忙しい農作業の傍ら、東山代干拓の理事長を務め、東山代干拓の農地の集積・集約化を実現させました。

「次世代が意欲を持って農業に取り組めるような農地を残し、引き継いでいきたい」

西山会長の熱い思いです。

★会長になつての意気込み

高齢化や経営難などの影響で全国的に農業の担い手不足が深刻化しています。伊万里市でも同様であり、農業を取り巻く情勢は多くの課題に直面しています。このような中、伊万里市農業委員会の新体制がスタートしました。私たち農業委員と農地利用最適化推進委員が農業者の代表として両輪となり、かけがえない農地や担い手を守り、地域計画や農地中間管理機構を活用しながら、伊万里市の農業発展のために尽力してまいります。また、新規就農者や女性農業者が増えていくように農業環境を支援、次世代にいい環境でバトンタッチできるように、農業委員会一同精一杯頑張っていきます。



「乾田直播き」作業の様子
(東山代干拓)



東山代干拓農地を守る設立総会の様子

地域で活躍する女性農業者

西田 京子さん

西田さんは、東山代町で夫の幸博さんと娘の美香さんと「森の果樹園滝野」を立ち上げ、レモンや玉葱を栽培されています。西田さんのレモンは、佐賀県特別栽培農産物の認証を受けた、減農薬で化学肥料、防腐剤、ワックス不使用のレモンです。



標高300メートルの山で育ったレモン

★農業を始めたきっかけ

夫の退職を見据えて、「何か作りたい」と夫婦で話していました。田んぼがあったことや国産レモンの消費量が全体の5%しかないこと、そして、何よりも病気に強い「璃の香^り」であれば、なるべく薬を使わずに栽培できるということ、レモン栽培を始めました。

★レモン栽培でのこだわり

はじめは、「孫に安心して安全な皮ごと食べられるレモンを食べさせたい」という思いでした。農薬を極力使用しないため

に手間はかかりますが、自らの目で見てもレモンの針を一つ一つ切る作業や虫がついていないかの確認をしています。大変ですが、私は、この作業が好きで、楽しくやりがいを感じてレモンを栽培しています。

★今後の目標は

滝野地区に7名おられるレモン農家の方たちと協力して「滝野レモン」という名でブランド化して売りたいと思っています。

また、滝野地区の方の交流の場やツリーリングなどで滝野地区を訪れた方の憩いの場として、山カフェを開きたいです。山カフェを通じて、滝野地区の特産物をアピールすることで、将来若い方や子供たちが滝野地区で就農する一つのきっかけにつながると嬉しいです。



西田さんご家族

農地パトロールを実施しています

農業委員会では遊休農地の発生防止・解消を目的として、毎年8月から9月にかけて、農地パトロールを実施しています。

農業委員・農地利用最適化推進委員・農業委員会事務局職員等で各地区の農地を巡回し調査します。農地に立ち入ることもありますので、ご理解とご協力をお願いします。

農地パトロールの結果、**遊休農地**（荒れている農地に復元できると見込まれる農地）と判断した農地の所有者等には、今後の農地利用について意向を確認するため、**利用意向調査**を行います。

農地の適正な管理をお願いします

農地法第42条には、遊休農地における病害虫の発生等により、周辺農地に著しい支障が生じ、または生ずる恐れがある場合、市長は支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずることができるとあります。この命令に違反した場合は、30万円以下の罰則が適用される場合があります。

農地の手入れがされないと病害虫の発生等の原因となり、近隣の農地や地域住民の方へ迷惑がかかります。所有者、耕作者の方は草刈りをするなど適正な管理をお願いします。



～農地パトロールの様子～

農地中間管理機構との協議の勧告

- ・利用意向調査に回答しない場合
- ・1・2を選択しながら、意思表示どおり権利の設定等を行わない、利用の増進を図っていない場合

利用意向調査

- 遊休農地所有者等に対して
- 1 自ら耕作する
 - 2 自ら借り手を探す
 - 3 中間管理事業を利用する（農地バンク事業）等の意向を調査

遊休農地

- ・荒れているが農地に復元できると見込まれる農地

農地パトロール（8・9月ごろ）

県知事の裁定により、農地中間管理機構（佐賀県農業公社）が中間管理権を取得する。
（所有者等の意思にかかわらず）

固定資産税の課税強化（約1.8倍）が行われる。

非農地判断 （翌年6月ごろ）

- ・所有者等に事前確認を行なったうえで、非農地通知を発出し、農地法の規制の対象外となる。
- ・非農地になっても引き続き土地の管理は必要です。

農地に復元できないほど荒れた農地（笹、雑木等により農地全体が山林原野化している等）

農地転用は農地法の許可が必要です

農地を農地以外の目的（住居、駐車場、資材置場、植林等）に利用することを「農地転用」といいます。農地転用を行う場合は、農地法の規定による許可（農地法第4条又は第5条）が必要です。

農地転用は立地基準（場所に関係）と一般基準（計画内容に関係）により審査を行います。そのため、農地転用が許可できない場合もあります。農地転用を計画される際は、事前に農業委員会にご相談の上、申請をお願いします。

また、農地転用の許可後は申請された計画どおりに事業を行い、事業完了後は農地の転用完了届の提出をお願いします。

無断転用や許可どおりにしなかったら・・・

農地法に違反することとなり農地等の権利取得の効力が生じないだけでなく、工事の中止や原状回復などの命令、罰則が適用される場合があります。

無断転用には 厳しい罰則！

- ◇違反転用
- ◇原状回復命令
- ◇3年以下の懲役または300万円以下の罰金（法人は1億円以下の罰金）

化推進委員が決まりました

農 農業委員 (14名) おもに農地の貸借や売買に係る権利移動や転用などの業務を行います。

推 農地利用最適化推進委員 (20名) おもに担い手への農地の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進を行います。



農 前田 勉(再)
(波多津町)

波多津



推 市丸 道雄(新)

畑津・内野・田代
板木・津留主屋
中山



推 田中 修司(新)

煤屋・馬蛤潟
辻・浦・木場
筒井・井野尾



農 田中 平市(新)
(南波多町)

南波多



推 中尾 年一(再)

古川・笠椎・大川原
小麦原・府招下・府招上
原屋敷・井手野



推 原田 信一(新)

高瀬・大曲・水留
古里・谷口・重橋
開拓



農 松永 久美子(再)

中立委員



農 古藤 大助(新)
(大川町)

大川



推 原 浩一(新)

立川・片竹・戸石川
山口・井手口
東田代



推 大久保 秀俊(新)

宿・川西・駒鳴
長野・川原
相の谷



農 岩橋 重幸(新)
(松浦町)

松浦



推 吉村 直(新)

藤川内・久良木
宿分・上分・中通
金石原



推 原口 孝夫(新)

東分・上原・下分
下平・梅岩・岳坂
村分



農 岩永 純一(新)
(立花町)



農 山口 光壽(再)
(大坪町)



推 中島 政勝(再)
(立花町・大坪町)

中央 (立花・大坪)



農 淵上 幸雄(再)
(大川内町)

中央 (大川内)



推 江口 久宣(新)
(大川内町)



農業委員と農地利用最適化

農地に関することは担当区域の農業委員、農地利用最適化推進委員にご相談ください。

(任期：令和5年7月20日～令和8年7月19日)



農 木須 治紀(新)
(松島町、脇田町、木須東)



推 久保田 三徳(新)
(松島町、脇田町、木須東)

伊万里 (伊万里)



農 黒川 博隆(新)
(木須西、瀬戸町)



推 牧瀬 徳之(再)
(木須西・瀬戸町)

伊万里 (牧島)



農 梶原 賢治(新)
(黒川町)



推 山口 武一郎(新)
福田・浦湯・干潟・大黒川
奥野・塩屋・小黒川・浦分
黒塩・椿原



推 横田 博文(新)
清水・横野・立目
牟田・花房・畑川内
長尾・真手野

黒川



農 西山 哲(再)
(山代町)



推 田尻 勝哉(再)
楠久津・楠久・福川内
城・峰・鳴石
久原一区～三区



推 平林 博文(再)
浦之崎・川南・立岩
向山・西分・西大久保
野々頭・東分

山代



農 副島 敏和(再)
(東山代町)



推 古賀 義雄(新)
里・福和・長浜
日尾・天神・脇野
浦川内・東大久保



推 川原 英雄(新)
大久保・福住・国見
下分・辻の堂・滝川内
川内野・日南郷

東山代



農 中島 一男(新)
(二里町)



推 川棚 育夫(再)
東八谷棚
西八谷棚
川東・古子



推 浦川 正尋(新)
大里・福母・金武
内の馬場・作井手
中田・吉野・川内

二里





農業経営基盤強化促進法等の一部改正により (令和5年4月1日施行)

農地の貸借方法が変わります

農地の主な貸借方法

1 利用権設定等促進事業 (通称: 相対の利用権設定) による貸借

令和5年4月1日
廃止

→貸主と借主 (相対) での契約

「利用権設定等促進事業 (通称: 相対の利用権設定)」による貸借は、令和5年4月1日に廃止になりました。

※ただし、経過措置により次の期間に限り、「利用権設定等促進事業 (通称: 相対の利用権設定)」を利用することができます。

令和7年3月31日まで

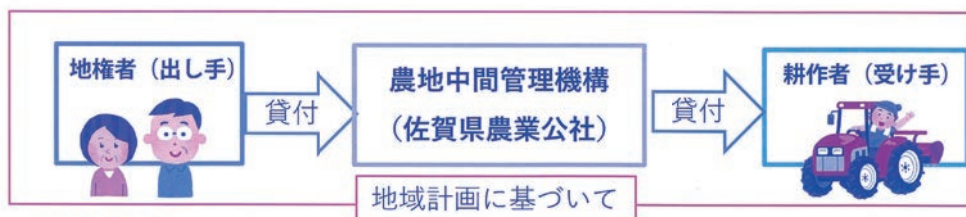
※貸借の対象農地を含む地域の「地域計画」が策定された場合は、策定日の前日まで



(貸借中の場合は、貸借期間満了まで有効です)

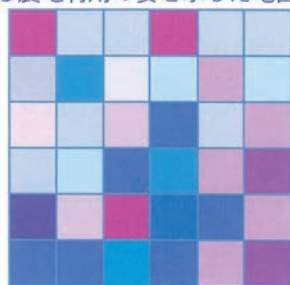
2 農地中間管理事業による貸借

農地中間管理事業のしくみ

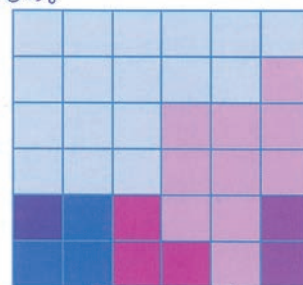
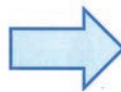


地域計画とは

⇒地域の将来の農業の在り方、将来の農地の効率的かつ総合的な利用に関する目標 (目標とする農地利用の姿を示した地図) 等を定めたもの。



現状



目標地図

(1, 2以外に農地法第3条による貸借があります)

※令和7年4月1日以降の貸借は、主に農地中間管理事業による貸借になります。

農業経営基盤強化促進法等の一部改正により (令和5年4月1日施行)

「人・農地プラン」が 「地域計画」に変わりました



これまでの「人・農地プラン」と「地域計画」では何が違うの？



【人・農地プラン】

これまでの主な話し合いの内容

- 農業の将来のあり方
- 農地中間管理機構の活用方針
- 基盤整備事業の取組方針
- 多様な経営体の育成・確保の取組方針

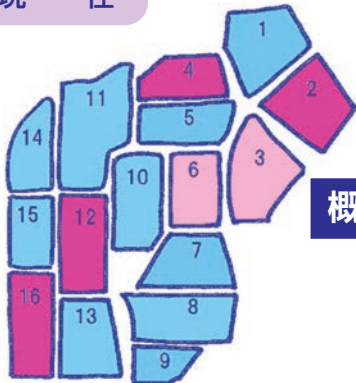
【地域計画】

今後必要となる話し合いの内容（「人・農地プラン」にプラスされます）

- 10年後に目指す地域の農地利用（目標地図）
- 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標
- 農用地の集積・集約化の取組
- 農業用施設の整備に関する取組
- JA、サービス事業者等による農作業受託等の活用方針

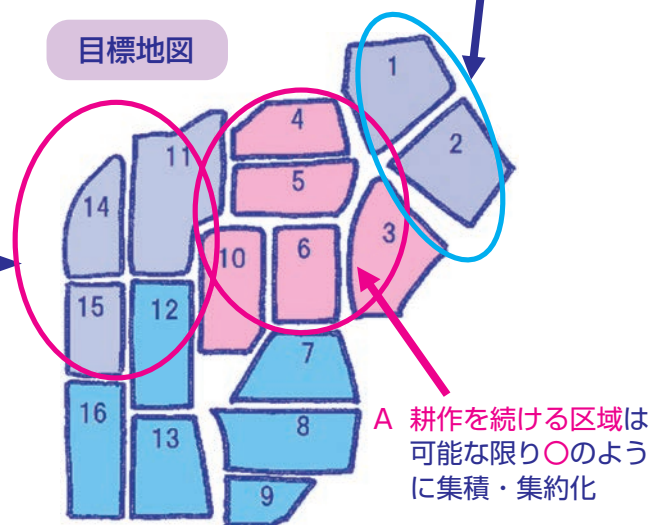
（目標地図のイメージ）

現在



概ね10年後

目標地図



伊万里市では、各地域で「話し合いの場」を設け、令和7年3月末までに「地域計画」を策定する予定です。



～知って得する農業者年金～

ポイント1 農業者なら広く加入できる「終身年金」です

● 農業者年金の加入資格は3つだけ、農地の権利名義は不要です

①年間農業従事日数60日以上 ②65歳未満 ③国民年金第1号被保険者(保険料納付免除者を除く)
経営者以外にも、加入者の配偶者や子供、子供の配偶者、農家のパートさんなども加入できます。

*ただし、60歳以上は国民年金の任意加入被保険者に限ります。

● 保険料の設定は自由、加入・脱退も自由です

保険料は月額1万円～6万7千円の間で千円単位で申請可能です(いつでも見直し可能)

*ただし、月額1万円～1万9千円で納付できる方は、35歳未満かつ国庫補助を受けていない方に限ります。(国庫補助に関しては、ポイント3に記載)

脱退の場合：脱退一時金はなく、積立てた保険料は将来年金として受給できます。

● 「終身」で年金を受給でき、万が一の場合は死亡一時金も受け取れます

ポイント2 積立方式・確定拠出型です

● 農業者年金は、確定拠出型の積立方式を採用しています

「積立方式・確定拠出型」とは、保険料を支払っている方の数や年金を受給している方の数に影響を受けない財政的に安定な制度です。

ポイント3 一定の要件を満たす方は、保険料の国庫補助を受けられます

● 認定農業者かつ青色申告の方など、一定の要件を満たす方

(月額2万円のうち最高1万円、通算で最大216万円)

*将来、自分が負担した保険料とその運用益による年金は無条件で受給できますが、国庫補助の保険料とその運用益による年金は、経営継承が行われないと受給できません。

ポイント4 税制面で大きな優遇措置があります

● 保険料は全額社会保険料控除です

支払った保険料は全額社会保険料控除の対象になります。さらに同一生計の家族分も保険料を支払っている場合、家族分も含めて控除の対象になります。

● 保険料の運用益が非課税です

・直近10年間の運用利回りの平均 : 年率 3.48%

→新制度発足以降の21年間の運用利回りの平均 : 年率 2.74%

● 将来年金として受け取る際も控除の対象になります

農業者年金として受け取った年金は、税制上、公的年金等控除の対象になります。



「農業者年金のご相談」は、農業委員会まで

問合せ先 伊万里市農業委員会事務局(市役所2階)

☎ 0955-23-2502